

令和 8・9 年度大阪狭山市

学校給食用物資等納入業者及び廃油業者の登録申請について

大阪狭山市学校給食会

令和 8・9 年度の大阪狭山市学校給食用物資等納入業者及び廃油業者の登録申請について、登録を希望する者は、所定の必要書類を提出してください。

また、廃油業者の方は、別途ご連絡ください。

1. 申請資格（次の(1)～(6)の条件をすべて満たす者）

- (1) 精神の機能の障がいにより大阪狭山市学校給食会（以下「学校給食会」という。）が発注する物資等の競争入札等に参加するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、2 年間を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人及び入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年大阪狭山市要綱第 32 号）別表第 1 各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 令和 7 年 11 月 10 日現在において、引き続き 1 年以上その営業を行っていること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 営業に必要な従業員等が配置されており、営業時間中に電話により連絡を取ることができること。

※申請において虚偽の記載等があった場合は、資格を承認しないこと又は資格を取り消すことがあります。

2. 登録有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 2 年間

※納品対象となる物資は、令和 8 年 5 月給食使用分から令和 10 年 4 月給食使用分までとします。

3. 物資納品

(1) 物資規格

物資規格については、「大阪狭山市学校給食用物資規格書」（以下「規格書」という。）に記載するとおりとします。

(2) 物資取引

物資の入札・納品・支払い等に関する方法は、「大阪狭山市学校給食用物資取引要項」（以下「取引要項」という。）に記載するとおりとします。

4. 資料配布

規格書及び取引要項の配布を次のとおり行うので、登録を希望する者は必ず受け取りに来てください。

期 間：令和7年11月4日（火）から同月10日（月）まで（土・日は除く）の午前
9時から午後3時30分まで
場 所：大阪狭山市立学校給食センター 1階事務所
電話番号 072-366-0567

5. 登録申請書の受付

期 間：令和7年11月11日（火）から同月21日（金）まで（土・日は除く）の午
前9時から午後3時30分まで
場 所：大阪狭山市立学校給食センター 1階事務所
電話番号 072-366-0567
申請方法：必ず事務所へ持参してください（郵送不可）
※納品時での申請は受け付けていません。

6. 申請に必要な書類

- (1) 大阪狭山市学校給食用物資等納入業者登録申請書（様式1）
- (2) 自社取引概要（様式2）
- (3) 営業所、工場施設設備の位置図及び平面図（A4サイズ）
- (4) 定款
- (5) 登記事項証明書【コピー可】
- (6) 営業許可証【コピー可】
- (7) 食品衛生監視票（3ヶ月以内）【コピー不可】
- (8) 令和8・9年度大阪狭山市学校給食用物資等納入業者登録申請《確認表》（様式3）
- (9) 納税証明書【コピー不可】

※いずれも未納の税額がない証明又は令和6・7年度分の証明書としてください。

ア 法人

- (ア) 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」《その3の3》 所轄税務署発行
- (イ) 「法人事業税」及び「法人都道府県民税」 所轄都道府県税事務所発行

イ 個人

- (ア) 「所得税」及び「消費税及び地方消費税」《その3の2》 所轄税務署発行
- (イ) 「市町村民税・都道府県民税」 住所地の市区町村発行

7. 選定基準

- (1) 大阪府内又はその近郊に本社又は営業所があること。
- (2) 常時営業が行われていること。
- (3) 工場・店舗・販売所等固定した営業施設を有していること。
- (4) 営業経歴が正常で、経営状態が良好であること。
- (5) 食品に関する法律並びに諸規程が厳守されていること。
- (6) 納税義務が履行されていること。
- (7) 食品衛生監視票の採点が70点以上であること。
- (8) 従業員の健康管理及び衛生教育が徹底されていること。
- (9) 製造加工業者については、材料倉庫・製品置場・冷凍・冷蔵設備等衛生上必要な設備を完備していること。

- (11) 指示した期日、時刻に所定の場所に納入できること。

8. 審査

提出書類及び選定基準に基づき、令和8年1月下旬までに審査を行う予定としています。
必要と認めた場合は、実地調査を行います。

9. 登録

- (1) 大阪狭山市学校給食用物資納入業者選定委員会において、登録業者として認められた業者に対して登録承認書を交付します。
- (2) 登録承認書の交付を受けた業者は、速やかに別に定める次のものを提出してください。
- ① 誓約書
 - ② 代金請求及び領収書使用印鑑届
 - ③ 振込指定口座届
 - ④ 緊急連絡先を記載した名刺

10. 登録の取消

登録業者が誓約書に違反し、又は大阪狭山市学校給食会が不適格と認めた場合は、登録有効期間内であっても登録を取り消すことがあります。

11. 申請書の記入方法

- (1) 黒又は青色のボールペン等を使用してください。※鉛筆での記入は不可。
- (2) 記入誤りが生じた場合は、二重線で訂正し、必ず代表者印による訂正印を押してください。
- (3) 申請書類は、必ずA4サイズを使用してください。